

イメージ

現行の行政機関個人情報保護法による
個人情報ファイル簿の様式を参考

資料6 別紙②

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員ファイル	
行政機関（実施機関）の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	情報公開広聴課	
個人情報ファイルの利用目的	審議会委員を選考し委嘱するとともに、開催にあたり連絡調整を行う等当該審議会の運営に必要な事務を行う。	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日・年齢、4. 住所・電話番号、5. 個人番号、6. 学業・学歴、7. 職業・職歴、8. 地位、9. 取引状況、10. 意見・要望、11. その他（メールアドレス）	
記録範囲	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員	
記録情報の収集方法	委員就任承諾書、口座振込用調書（両者共に本人の申告により収集）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の実施機関、他の個人、報道機関、インターネット利用者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 情報公開広聴課	
	(所在地) 横浜市中区日本大通り1（新庁舎2階）	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
個人情報ファイルの種別 ※保有個人情報の検索方法に応じ、電子計算機処理されたファイル及びそれ以外の紙等のマニュアル処理によるファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
	令第12条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※電子処理ファイルのうち、利用目的及び記録範囲がこのファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理（紙等）ファイルの有無	
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨 ※第2条第9項第2号ロ：行政機関情報公開法に規定する開示請求に係る第三者に対する意見書提出の機会	—	
行政機関非識別加工情報の概要	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

改正法においては、「行政機関等匿名加工情報」について記載することとなる。

（現在、県では行政機関非識別加工情報の提供制度は導入していない）